

差押に関する書類の内容と確認すべきポイント

差押に関する書類の内容や役割、担当者が確認すべきポイントを解説します。

西中・宮下法律事務所
弁護士

宮下 正臣

① 債権差押命令

金 債権の債権者が、債権の回収を図るため、債務者の財産の1つである預貯金債権を差し押さえることがあります。本稿では、預貯金の差押に伴い金融機関に対して送付される「債権差押命令」「当事者目録」「差押債権目録」および「債権差押通知書」といった書類の内容と役割、そしてこれらの書類について実務上確認すべき点を解説します。

まず、民事執行法に基づき、債権差押命令がなされた場合、裁判所から、第三債務者である銀行等金融機関に送付される書類としては、「債権差押命令」（サンプル1）が挙げられます。

これと一緒に、「当事者目録」「請求債権目録（差押の根拠や請求金額の詳細が記載）」および「差押債権目録」が綴られています。また、その他に「催告書（金融機関に対する差押債権についての回答を求める書類）」「陳述書」も送付されてきます。

サンプル1 債権差押命令

平成25年（ル）第〇号

債権差押命令

当事者 別紙目録のとおり
請求債権

当事者・請求債権・差押債権の内容については、必ず目録を参照する

- 債権者の申立により、上記請求債権の弁済に充てるため、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権を差し押さえる。
- 債務者は、前項により差し押さえられた債権について、取立その他の処分をしてはならない。
- 第三債務者は、第1項により差し押さえられた債権について、債務者に対し弁済をしてはならない。

差押命令は送達時に効力が発生するので、それ以降は債務者への預金払戻しは行わない

平成25年11月〇日

東京地方裁判所民事部
裁判官 法務 太郎 ㊟

「債権差押命令」は、受け取った金融機関に対して、預貯金口座について差押の効力を発生させるものです。同書を受領した場合に、以降、金融機関として、債務

者に預貯金の払戻しをしてはならないこととなります。

万一、差押命令に反して預貯金の払戻し等をしてしまった場合には、金融機関として、債権者に対

しても支払い（二重払い）をしなければならなくなります。担当者としては、命令書を受領した場合には、上席への報告を行い、内部規定に従って、迅速に処

理をしなくてはなりません。また、対象口座の有無等については、陳述書にその内容を記入して、裁判所等へ送付します。なお、当該預金口座に差押が競

合していた場合には、供託の必要があります。この場合には、供託を行ったうえで、供託をした事実を「事情届」に記入して裁判所に提出します。

② 当事者目録

「当事者目録」（サンプル2）には、差押債権者や債務者、第三債務者である金融機関の氏名（名称）や住所（所在）が記載されています。金融機関の担当者は、債務者の預貯金が存在することを確認し、支払停止処理をする必要がありますので、この当事者目録に記載されている債務者の氏名（名称）と住所（所在）を把握する必要があります。

そのため担当者は、検索した預貯金口座の預貯金者名・届出住所と、当事者目録に記載された債務者の氏名（名称）・住所（所在）とを照合します。このとき、届出住所と目録の住所の記載が異なることもあります。この相違が明らかでない場合は、些細なものに過ぎない場合は、同一性を肯定してよいと考えます。

氏名等が明らかに異なる場合は非同一定と判断を

他方、同一性の判断が微妙なケ

サンプル2 当事者目録

当事者目録

〒160-〇〇〇〇 東京都新宿区西新宿一丁目〇番〇号
債権者 現代 友久

〒355-〇〇〇〇 埼玉県比企郡滑川町〇番地〇
債務者 近代 健夫

〒100-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関一丁目〇番×号
第三債務者 未来銀行
代表者頭取 東野 健志

送達先 〒330-〇〇〇〇
埼玉県さいたま市中央区新都心〇番地〇
未来銀行さいたま新都心支店

〒164-〇〇〇〇 東京都中野区中央〇丁目〇号
第三債務者 株式会社盤石銀行
代表者頭取 石森 巖

送達先 〒164-〇〇〇〇
東京都中野区〇番〇号
株式会社盤石銀行 中野中央支店

〒360-〇〇〇〇 埼玉県熊谷市〇丁目〇番地
第三債務者 秋葉信用金庫
代表者代表理事 秋葉 康行

送達先 〒355-〇〇〇〇
埼玉県〇市〇番〇号
秋葉信用金庫 熊谷支店

債権者と債務者の住所・氏名を必ず確認。債務名義に準じているので、現住所や氏名が債務名義と異なる場合は併記される

送達先は預貯金口座のある営業店であることが多い。自店でない場合は必ず確認する